

おおい町国民健康保険高額療養費の支給申請に係る手続の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第27条の17の規定に基づく高額療養費の支給申請に係る手続の特例（以下「特例手続」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例手続の対象者)

第2条 特例手続の対象となる者は、国民健康保険税の滞納がない世帯の世帯主とする。

(特例手続の申請)

第3条 特例手続を利用しようとする世帯主は、おおい町高額療養費自動償還申請書（別記様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(高額療養費の支給)

第4条 町長は、前条に規定する承認を受けた世帯主及び当該世帯主の世帯に属する被保険者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条及び第6条に規定する国民健康保険の被保険者をいう。）が当該承認を受けた日の翌月以後に高額療養費（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2及び第29条の2の2第1項の規定により支給される高額療養費に限る。以下同じ。）の支給の対象となったときは、当該世帯主が国民健康保険法施行規則第27条の16及び第27条の17の2に規定する手続をしなくても、国民健康保険法第57条の2の規定により高額療養費を支給することができる。

2 前項の規定により高額療養費を支給する場合は、町長は、その旨を前条に規定する承認を受けた世帯主に対して通知するものとする。

(特例手続の承認の取消し)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条に規定する承認を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する承認を受けた世帯主から申出があったとき。
- (2) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他町長が特例手続の承認を不相当と認めたとき。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、特例手続について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

おおい町高額療養費自動償還申請書

区分	新規・変更・解除							
被保険者番号	井お —							
振込先金融機関								本店・支店 ()
口座種類・番号	普通・当座							
口座名義人 (カタカナ)								

上記のとおり、高額療養費の支給を申請します。また、本件申請により支給を受けた高額療養費に、後日、調整すべき差額が生じた場合、その場合以降に支給される高額療養費と調整されることに同意します。

年 月 日

申請者（世帯主）

住所

氏名

連絡先

委任欄 ※世帯主と振込先名義人が違う場合はこの欄に署名してください。

本申請に基づく高額療養費の受領を上記振込先名義人に委任します。

世帯主氏名